

第470回（定例）福崎町議会会議録

平成28年12月9日（金）

午前9時30分開 会

1. 平成28年12月9日、第470回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	城谷英之	8番	山口純
2番	三輪一朝	9番	石野光市
3番	牛尾雅一	10番	小林博
4番	志水正幸	11番	富田昭市
5番	松岡秀人	12番	釜坂道弘
6番	高井國年	13番	宮内富夫
7番	北山孝彦	14番	難波靖通

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	技 監	村上修
公 営 企 業 参 事	近藤博之	会 計 管 理 者	木村千晴
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永聡
社 会 教 育 課 長	大塚久典	学 校 教 育 課 長	岩木秀人

1. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第65号 人権擁護委員の推薦について
- 第 5 議案第66号 人権擁護委員の推薦について
- 第 6 議案第67号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第68号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第69号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第70号 福崎町町税条例及び福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第71号 福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

- に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 7 2 号 福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 7 3 号 福崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 第 1 3 議案第 7 4 号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 4 議案第 7 5 号 平成 2 8 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 5 議案第 7 6 号 平成 2 8 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 6 議案第 7 7 号 平成 2 8 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 7 議案第 7 8 号 平成 2 8 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 8 議案第 7 9 号 平成 2 8 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 9 議案第 8 0 号 平成 2 8 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 0 議案第 8 1 号 平成 2 8 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 1 議案第 8 2 号 工事請負契約の変更について（福崎町第一体育館耐震改修工事）
- 第 2 2 請願第 3 号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求める請願

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 6 5 号 人権擁護委員の推薦について
- 第 5 議案第 6 6 号 人権擁護委員の推薦について
- 第 6 議案第 6 7 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 6 8 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 6 9 号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 7 0 号 福崎町町税条例及び福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 7 1 号 福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 7 2 号 福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護

- 予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 7 3 号 福崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 第 1 3 議案第 7 4 号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 4 議案第 7 5 号 平成 2 8 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 5 議案第 7 6 号 平成 2 8 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 6 議案第 7 7 号 平成 2 8 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 7 議案第 7 8 号 平成 2 8 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 8 議案第 7 9 号 平成 2 8 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 9 議案第 8 0 号 平成 2 8 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 0 議案第 8 1 号 平成 2 8 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 1 議案第 8 2 号 工事請負契約の変更について（福崎町第一体育館耐震改修工事）
- 第 2 2 請願第 3 号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求める請願

1. 開会

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 議員の皆様におかれましては、早朝からご参集をいただき、まことにありがとうございます。
- 第 4 7 0 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
- 師走も迎え、ことしもいよいよ残すところ一月足らずになり、何かと気ぜわしい感じがいたします。寒さが一段と厳しさを増す季節となってまいりました。風邪やインフルエンザにかからないよう、健康に十分留意をしてください。
- ことは、熊本県、鳥取県地方で地震が発生をいたしまして、多くの方がまだ避難所で生活をされておられると思われまます。全国都道府県で 1, 1 0 2 市町村、1 3 万 4, 0 0 0 人が避難をされておられるという情報がございます。一日も早い復興・復旧をお祈りをいたしたいと思ひます。
- 福崎町も南海トラフ地震、山崎断層による地震の脅威を感じております。特に南海トラフ地震は 3 0 年以内に発生する確率は高く、またこれに共鳴して山崎断層が動けば大きな地震となり、甚大な被害が発生を予想されます。
- 議会においては町災害対策本部が設置されても、議会の役割の定めがございません。兵庫県議長会で重要課題と考え、意見交換会の協議議題として提案をし、対応を議論いたしました。しかし、地理、地形、天候等が各町において異なることから、県議会議長会としては画一的な規定、規約は定められないとの結論に達しました。このことから各町で定めることとなり、今後、福崎町議会とし

て議長、副議長、議員、委員会等の大枠の役割を定め、住民の皆様の生命、財産を守る防災・減災に取り組みたいと思っております。

災害対策本部の支障にならないよう、後方支援を主に担っていきます。皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本題に入りたいと思います。

本定例会に提案されます案件は、議案第65号から議案第82号までの18件、請願1件の合計19件であります。

いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営にも格別のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は、14名であります。

よって、第470回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、事務局及び総務課から写真撮影の申し出がありますので、撮影を許可いたします。

ただいまから、第470回福崎町議会定例会を開会をいたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名をいたします。

3番、牛尾雅一議員

10番、小林博議員

以上の両議員をお願いをいたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
去る12月2日、議会運営委員会において検討をお願いし、既に皆様のお手元にお配りをしております日程表（案）のとおり、本日から12月26日までの18日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月26日までの18日間といたします。

日程第3 諸報告

議長 日程第3は、諸報告であります。
9月26日の第469回定例会閉会后、本日までの議会活動報告については、事務局に報告をさせます。
事務局 議会活動報告をいたします。
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
9月29日、兵庫県民会館において、兵庫県町議会議長会正副会長会議が行われ、議長が出席いたしました。

10月7日、兵庫県民会館において、兵庫県町議会議長会評議員会議が開催され、議長が出席いたしました。

10月12日、議会広報常任委員及び議長が、鳥取県北栄町議会を行政視察いたしました。

10月17日及び18日、民生まちづくり常任委員及び議長が岩手県遠野市を行政視察いたしました。

10月22日、西治地内（さるびあドーム・西側ほ場）において、田んぼアート収穫体験が開催され、議長ほか議員が参加し、議長が挨拶を述べてまいりました。

10月26日、神戸メリケンパークオリエンタルホテルにおいて、市町正副議長研修会が開催され、議長及び副議長が出席いたしました。

10月28日、町民第1グラウンドにおいて、福崎町老人グラウンド・ゴルフ大会が開催され、議長及び民生まちづくり常任委員長が出席いたしました。

同じく、10月28日、宮城県色麻町議会議員の行政視察を受け入れいたしました。

11月4日、福崎駅周辺整備対策特別委員が岡山県津山市を行政視察いたしました。

11月7日、神河町大河内保健福祉センターにおいて、神崎郡議長会議員研究会が開催され、副議長ほか各議員が出席いたしました。

同じく、11月7日、虎ノ門ヒルズにおいて、地方議会活性化シンポジウム2016が開催され、議長が出席いたしました。

11月8日、衆議院議員会館、参議院議員会館において、議長が地元選出等国会議員に対し、JR福崎駅周辺整備の推進等について要望してまいりました。

11月9日、NHKホールにおいて、第60回町村議会議長会全国大会が開催され、議長が出席いたしました。

同じく、11月9日、神河町中央公民館グリンデルホールにおいて、西人教・神人教指定神河町人権文化推進実践発表会が開催され、副議長が出席いたしました。

11月13日、文化センターにおいて、福崎町老人大学神崎・福寿学園第34回老人大学祭記念式典が開催され、議長が祝辞を述べてまいりました。

11月15日、稲美町コスモホールにおいて、兵庫県町議会議長会議員研究会が開催され、議長ほか各議員が出席いたしました。

11月16日及び17日、総務文教常任委員が福井県大野市及び石川県かほく市を行政視察いたしました。

11月18日、県庁において、平成29年度兵庫県予算等に関して議長が要望活動を行いました。

同じく、11月18日、兵庫県民会館において、兵庫県町議会議長会正副会長会議が開催され、議長が出席いたしました。

11月23日、第27回福崎町自然歩道を歩こう大会が開催され、議長が挨拶を述べてまいりました。

その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議長 以上で、議会活動報告を終わります。

また、定期監査報告書、例月出納検査報告書及び陳情書が議長宛に提出をされており、その写しを配付しております。

続いて、町長からの申し出により行政報告を行います。

副 町 長 各課からの行政報告をさせていただきます。

総務課です。平成28年度職員採用試験の第2次試験を11月10日に実施しました。一般行政職は5名が受験し、合格1名、補欠合格2名、不合格2名となりました。

嘱託臨時職員の募集を町広報誌、区長文書回覧などでお知らせしています。採用募集受付は12月21日から27日まで行います。なお、試験日は1月14日です。

選挙管理事務についてですが、福崎町財産区議会議員選挙執行日は平成29年3月19日、福崎町議会議員選挙執行日については平成29年4月23日に決定しました。

選挙人名簿登録者数は12月1日の基準日現在、男子7,580人、女子8,249人、計1万5,829人となっています。前回の9月基準日より15人の減となっています。

企画財政課です。新たな自治体情報セキュリティ対策について、平成28年3月補正で予算化し、平成28年度に全額繰越をしています。そのセキュリティ対策の具体的な対策方針が決まり、この12月定例議会に補正予算を提案していますが、順次対策を講じてまいります。

11月11日に平成29年度予算編成指示会議を開催し、橋本町長から国の予算編成の動向と福崎町財政を見ると、非常に厳しい状況であるが、JR福崎駅周辺整備や地域包括ケアシステムの構築など、第5次総合計画の実現のため、将来の福崎町を見据えた上で、創意と工夫により、住民サービス向上に向け、予算組みをするよう指示を受けました。

税務課です。国民健康保険税の滞納者で短期保険証の発行となる方を対象に、11月7日から11日までの5日間、納税相談を実施しました。対象者は236名で、期間中53名の窓口相談がありました。11月18日には新しい保険証を発送しています。今後も随時納税相談に応じていきます。

10月3日、悪質な滞納者の自宅捜索を行い、自動車1台の差し押さえを行いました。11月7日に公売処分を行い、売却益を滞納税額に充当しました。

今後、年末に向けて町税の滞納者を対象に、県税事務所と合同で一斉催告を行います。これに対して何の反応も示されない方に対しては、夜間電話催告を実施し、それでもなお連絡のとれなかった方などを対象に、夜間臨戸徴収を実施し、滞納額の減少に努めてまいります。

地域振興課です。第43回福崎秋まつりを10月29日と30日の2日間開催しました。多くの催しがあり、両日ともたくさんの人出でにぎわいました。また、遠野市との友好交流事業として、遠野市産業まつりと福崎秋まつりに橋本町長、本田遠野市長が相互に訪問するほか、特産品等のPRと販売を行い交流を深めました。

第3回全国妖怪造形コンテストは、全国各地から応募があり、一般部門127点、ジュニア部門41点、合計168点の応募がありました。審査は造形分野の専門家並びに町関係者など14名の審査員によって行い、入賞作品を決定しました。なお、結果は造形コンテストホームページにて公表しています。

住民生活課です。消防団非常呼集訓練を11月6日早朝に実施し、秋季全国火災予防運動に先駆け、町内防火パレードを実施しました。

第27回自然歩道を歩こう大会を11月23日東コースで実施し、寒空のもとでしたが、町内外から1,414人の参加がありました。

12月1日から10日まで、年末の交通事故防止運動を展開し、各種のキャン

ペーンを実施しています。

12月26日から30日まで、消防団年末特別警戒を実施します。また、消防団出初め式を来年1月8日に田原小学校で開催します。1月14日には町と中播磨県民局が共催で地域防災講習会をエルデホールで開催します。

健康福祉課です。10月28日に老人グラウンドゴルフ大会を開催し、44チーム、264人の参加があり、盛大に実施することができました。

福崎秋まつりに食育イベントを開催し、昨年に引き続き、ふるさと味自慢秘密のごちそう村では、多くの方に郷土料理の食を楽しんでいただきました。

また、平田千代美先生と金行満子先生を講師にお招きし、防災食として役立つパッキングの実演を行いました。

11月19日と20日に町ぐるみ健診未受診者を対象に、特定健康診査とがん検診を実施し、国保の特定健診は人間ドックも合わせて1,300人が受診され、受診率は37.9%となりました。

高齢者のインフルエンザ予防接種については、昨年に引き続き住民税非課税世帯を対象に無料として実施しています。

農林振興課です。10月13日に高橋の尾池、31日に余田の大谷池でため池教室を開催し、福崎小学校の3年生80人、八千種小学校の3年生14人が参加しました。実際にため池の中に入って泥だらけになりながら魚をとったりして、ため池の仕組みや生息する生き物について学習をしました。

11月15日、福崎町文化センターにおいて、神崎郡農業委員会研修会が約70名の参加のもと開催されました。

12月3日、第15回銀の馬車道ため池ウォーキングが西光寺野土地改良区の主催で、姫路市農業振興センターを会場に開催され、約160名の方が小林伝統製瓦所、人参役所、河合寸翁紀功碑など、各史跡をめぐる9キロメートルのコースを歩きました。

まちづくり課です。福崎駅利用者の利便性向上と駅へのアクセス強化、駅周辺のにぎわい創出のため、交流広場等の詳細設計を進めています。

また、11月25日にみなと銀行福崎支店が福崎駅前地区に残ることが正式にプレス発表されました。引き続き福崎駅田原線ほかの用地買収や道路工事に取り組んでまいります。

福崎町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁補修設計や修繕を進めています。

内水対策事業では、高橋ハス池下流水路及びイマ谷池下流水路工事を進めています。

太陽光施設など、一定規模以上の建築行為や造成行為の総合的な調整を図る開発事業等調整条例を3月議会に提案予定で進めております。

上下水道課です。下水道面整備工事に合わせて進めてきた福崎工業団地、企業団地内での水道及び工業用水道の老朽管更新工事が完了しました。今後、下水道事業や町道舗装事業との合併施工によって、工業団地内の舗装本復旧工事を進めていきます。

高度浄水処理施設として整備した福田水源地において発生した水道水の白濁現象を解消するための、設備等改造工事が完了しました。

また、浄水池における白華現象、水漏れについては、専門機関の調査結果等を踏まえて補修方法を協議し、決定しました。現在、年度内完成を目指して補修工事を進めています。

上下水道事業審査会は、10月31日に第2回審査会を開催し、財政計画に示した水道料金及び工業用水道料金の方向性について議論していただきました。1

月に開催予定の第3回審議会で、これらについて答申をいただく予定です。

学校教育課です。児童・生徒の英語力を高めるとともに、国際理解を深めるために第12回イングリッシュ・フェスティバルを10月30日にエルデホールで開催しました。今年度は、小学生は外国語活動の成果を、中学生は英語による中学校の紹介や英語劇を発表しました。また、カナダ出身のALTによるアメリカンフットボールの紹介、そして最後は英語落語、寿限無を堪能しました。

社会教育課です。第4回柳田國男ふるさと賞の入賞作品を集めた福崎子どもふるさと展を10月8日から11月27日まで、柳田國男・松岡家記念館で、井上通泰展とあわせ開催しました。また、期間中、遠野市との友好都市交流企画展も開催しました。

11月26日、第3回福崎町文化財フォーラムをエルデホールで開催しました。柳田國男ふるさと賞受賞者の発表や、図書館応援隊の紙芝居上演、播磨国風土記をテーマにシンポジウムを行いました。

老人大学祭を11月12日、13日に文化センターで実施しました。各部の展示や記念式典、演奏会が行われました。

人権青少年健全フェスティバルは、12月10日、エルデホールで開催します。

第9回吉識雅夫科学賞の入賞作品を集めた福崎子ども科学展は、12月10日から23日まで町立図書館で開催します。

平成29年成人式は、来年1月9日にエルデホールで実施します。現在、成人式に向け、実行委員会で準備を進めています。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議長 次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、議案第65号、人権擁護委員の推薦についてから、請願第3号、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求める請願までの19件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町長 皆さんおはようございます。

第470回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、12月議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用の中、全員ご出席を賜りまことにありがとうございます。

今年も残すところ、あと一月を切り、大変慌ただしい時期になってまいりました。

本年を振り返りますと、天候では真夏日が続き異常気象となりました。また、災害の多い年でもありました。地震災害では、熊本、鳥取中部、福島沖、台風では、東北地方、北海道に甚大な被害がもたらされました。

町内に目を向けますと、大きな被害の火災が多く発生しました。自然災害は防ぎようがない場合が多くありますが、人的災害は平生からの心がけで防げるものはたくさんあると思います。

国際情勢を見ますと、今、世界は大きく変わりつつあります。イギリスのEU脱退、アメリカの次期大統領に過激な発言を繰り返すトランプ氏が当選、韓国の朴槿恵大統領の退陣を求める大規模デモなど、全く先が見通せない状況であります。

そのような中で、私たちはしっかり地に足をつけ、状況を見きわめながら着実に前に進むことが大切であります。

さて、月日のたつのは早く、私が町長に就任いたしまして間もなく1年になり

ます。この間、議員の皆様を初め多くの方々のご支援を賜り、参画と協働の町政運営に邁進することができたのではと想っているところであります。

5月3日には町制施行60周年を迎え、記念式典を挙げていたしました。記念事業として、NHKの上方演芸会、西治営農組合等のご協力を得、柳田國男翁をモチーフとした田んぼアートを実施しました。

第37回山桃忌では井上通泰氏生誕150周年を記念して安芸高田の神楽上演や、韓国から民俗学の先生をお招きし、日韓学術交流会議を開催しました。

ほかにも、いろいろと意見・提言をいただいた子ども議会や、渋谷天外さんにもご出演いただいた銀の馬車道人情喜劇の公演を開催いたしました。

また、秋まつりには遠野市消防団ラッパ隊に来町いただき、見事な演奏を披露していただきました。文化講演には尾木ママこと尾木直樹さんをお招きしたところ会場には入り切れない盛況となりました。

1年を通して、多くの町民参加のもと、町制60周年のお祝いができたと思っております。

忘れてならないのが、60周年を記念し、公募で決定したキャッチコピーであります。「つなげよう広げよう未来へ続く福崎町」先人が育て、伝えてきた遺産を、私たちは受け継ぎ、守り、より高めて、確実に次代へと伝えていかなければならないという覚悟を、このキャッチコピーにより町民みんなで共有することができたと思っております。

さて、私は3月議会の所信表明におきまして、選挙公約を実現するため、四つの柱に重点を置き、事業に取り組むことを皆さんにお誓いいたしました。

一つ目の柱は、福崎駅周辺整備です。国からの予算確保のため、機会を設けては、国や県へJR福崎駅周辺整備の重要性を訴えた結果、ようやく当初計画並みの予算を確保することができました。今後におきましては、国や県の指導を仰ぎながら立地適正化計画等を作成し、第5次総合計画・地方創生成長戦略とあわせてまちづくりに励んでまいります。

しかし、現在は個人消費低迷による厳しい経済状況にありまして、次年度の当初予算は決して見通しが明るいわけではありません。本年以上に、国・県への予算要望に取り組んでいく必要があると認識をしているところであります。

二つ目は子育て支援であります。乳幼児・こども医療費助成事業は中学3年生までの所得制限を撤廃いたしました。また、学童保育につきましては、開園時間を午後7時までと1時間延長いたしております。引き続き、子育て支援の各種事業に取り組んでまいります。

三つ目は、安全・安心のまちづくりであります。第1体育館の耐震改修工事は、今議会で変更契約を議案としております。また、体育館東側の文化ゾーン駐車場、防災倉庫整備も順調に進んでおるところであります。懸案でありましたイマ谷池松山川、高橋ハス池国道冠水につきましては、県の協力を得て取り組んでいます。今後につきましても治水・治山・砂防等に取り組んでまいります。

介護保険や国民健康保険など、制度は大きく様変わりしようとしています。住民の皆様が、住みなれた地域・環境で安心して暮らせる社会を実現するため、職員一丸となって地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

四つ目の柱は地方創生であります。国からの支援を受けるためには創意工夫を凝らした事業を展開する必要があります。国の第2次補正予算で「未来への投資を実現する経済対策」として創設された地方創生拠点整備交付金は、今議会の補正予算で提案します3事業について、地域再生計画・施設整備計画を作成し12月中に内閣府に申請を行います。

11月16日に開催されました全国町村長大会では、地方に眠る可能性を最大限に開花させるためにも、一億総活躍の未来の実現、地方創生の推進、地方の一般財源総額の確保などが採択されたところであります。引き続き、福崎町の発展のため、職員とともに努力していく所存であります。

さて、今議会には18件の議案を提出しております。人事案件は人権擁護委員の推薦についての2件、条例案件は職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてなど8件であります。議案第68号では、ことし兵庫県町議会議長会からの依頼を受け、特別職報酬等審議会への諮問、答申をもとに報酬を見直しています。また、予算案件は平成28年度福崎町一般会計補正予算(第3号)についてなど7件であります。議案第75号、一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ3億8,510万円を追加し、総額は100億890万円とするものでありまして、地方創生拠点整備交付金に関するもの、特別職及び一般職員の給与に関するものなど含まれています。また、契約案件として、第一体育館耐震改修工事の変更契約を提案しています。

詳細なる説明は副町長初め各担当課長が行いますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議 長 町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に、詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご了承ください。

日程第4 議案第65号 人権擁護委員の推薦について

日程第5 議案第66号 人権擁護委員の推薦について

議 長 日程第4、議案第65号、人権擁護委員の推薦について、日程第5、議案第66号、人権擁護委員の推薦についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

副 町 長 議案第65号、議案第66号の人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

両議案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は当該市町村の議会議員の選挙権を有する住民で、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、議会の意見を聞いて町長が法務大臣に対し候補者を推薦しなければならないと規定されております。なお、委員の任期は3年となっています。

今回、委員のうち2名が平成29年3月31日で任期満了となることから、議案第65号は現委員である大井義雄氏を再推薦するものであります。

また、議案第66号は、現委員の松岡宏信氏が任期満了に伴い勇退されますので、後任として内藤勢一氏を推薦し、議会の意見を求めるものです。

それでは、議案第65号の大井義雄氏の推薦から、経歴書に基づきご説明申し上げます。

住所は、福崎町山崎833番地1、氏名、大井義雄、生年月日は昭和19年2月1日、現在72歳であります。

昭和37年3月に兵庫県立福崎高等学校を卒業され、同年4月に姫路市役所入庁、総務局管財課長、下水道局管理部長に就任され、平成16年3月、姫路市役所を退職されています。その後、財団法人西播磨地域地場産業振興センター専務理事などに就任され、平成25年12月から特定非営利活動法人姫路市身体障害

者福祉協会事務局長に就任され、現在に至っておられます。

続きまして、議案第66号の内藤勢一氏の推薦について、経歴書に基づきご説明申し上げます。

住所は、福崎町西田原1831番地2、氏名、内藤勢一、生年月日は昭和28年4月1日、現在63歳であります。

昭和46年3月に兵庫県立福崎高等学校を卒業され、同月に近畿コカコーラボトリング株式会社に入社、昭和48年3月に退職されております。同年4月、日本電信電話公社に入社、平成15年4月にNTTオートリース株式会社に転籍、平成27年3月に退職されております。

以上、大井氏、内藤氏の両氏は、いずれも人権擁護委員として人格、識見とも高く、広く社会の実情に精通された立派な方で、必ず使命を全うしていただけるものと確信し、両氏を推薦するものであります。

なお、議案資料に両氏の人権擁護委員としての抱負等をお示ししておりますので、ご参照いただき、両議案ともご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 日程第6 議案第67号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第68号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第69号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第6、議案第67号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第8、議案第69号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの計3件を一括議題といたします。各議案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 初めに、議案第67号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案第67号資料4ページをお開きください。

この改正は職員が働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるために、先に改正された国家公務員の規定に準じて改正するものでございます。

今回、地方公務員の育児休業等に関する法律改正により、育児休業等の対象となる子の範囲が広がりました。また、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、介護休業の分割取得が可能となりました。また、介護のための所定労働時間短縮措置が新たに創設されました。この二つの法律改正に伴うものでございます。議案第67号資料の1ページの新旧対照表をお開きください。

早出・遅出勤務は育児や介護のため職員の1日の勤務時間を変えずに出勤・退社時間を変更する制度ですが、これを取得できる要件を緩和する改正でございます。職員が民法上の特別養子縁組をするため、既に監護中である子がある場合や、児童福祉法上の里親制度により養子縁組を希望している職員についても、早出・遅出勤務について対象となるとしたものでございます。

第8条の3第1項が育児に対する改正で、第8条の3第2項が介護に対する改正です。

法律的に親子関係になっていなくても、親子関係として対応しますよという改正でございます。

第8条の3第2項及び資料2ページの第8条の4第4項中の要介護者への改正は、これは条文の整理によるものでございます。

第11条の改正は、休暇の種類に新たに後ほど説明します介護時間を加えることの改正でございます。

第15条の改正は、介護休暇の改正ですが、現在、介護休暇は配偶者等の介護が必要となった場合は、連続した6カ月の期間内で取得が可能となっていました。この改正で6カ月を超えない範囲で分割して取得することも可能となりました。分割は3回までとなっております。

資料3ページをお開きください。

第15条の2は介護時間として新たな介護の時間のための休暇制度を新設する改正でございます。職員に配偶者等の介護が必要となった場合、同一者で同一の状態について3年の期間は1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲で時間単位の休暇がとれることとなりました。また、介護休暇時間については、その時間分を給与から差し引くこととしています。

第17条は、この介護時間を利用するときは任命権者の承認を受けなければならないとしています。

この改正は法律の改正と合わせ、平成29年1月1日から施行いたします。

続きまして、議案第68号、69号について、説明を申し上げます。

この議案は、平成28年8月の人事院勧告に係るものでございます。

ことしの人事院勧告は、月例給、期末勤勉手当とも増額の勧告となり、3年連続の増額となりました。人事院の給与勧告の骨子につきましては、議案第69号資料の12ページにお示ししておりますので、お開きください。

福崎町では、国の人事院勧告にならい、月例給は公務員給与と民間給与との格差0.17%を埋めるため、行政職給料表を平均で400円程度引き上げますが、民間の初任給との差があることから、若年層の引き上げに重点を置いています。

二つ目は、期末勤勉手当の引き上げです。0.1カ月の引き上げとなりますが、勤務成績に応じた給与の推進のため、勤勉手当に配分をされています。また、扶養手当については、女性の就業等が増加傾向の中、少子化対策を推進していくため、配偶者に係る扶養手当を減額、子に係る手当を増額し、平成30年度までに段階的に改正します。これらの勧告を踏まえて、条例改正をしようとするものでございます。

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係です。

議案第68号資料1ページをお開きください。

期末手当として、条例第4条第2項の表中、12月1日の基準日に6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.1カ月引き上げ、100分の217.5を100分の227.5としますほか、それぞれの在職期間に応じた支給率も改め、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものでございます。

下段は第2条関係でございます。これは、平成29年度以降の期末手当を定めようとするものです。条例第4条第2項の表中、6月1日の基準日に関しては、6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.05カ月引き上げ、100分の197.5を、100分の202.5にしますほか、それぞれの在職期間に応じた支給率も改めています。

また、12月1日の基準日に関しては、6カ月の在職期間を有する者に支給す

る期末手当の額を、先ほど引き上げた100分の227.5から100分の222.5と0.05カ月引き下げます。なお、それぞれの在職期間に応じた支給率も改めています。

附則で、平成29年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、第3条関係でございます。資料2ページをお開きください。

先ほどの、特別職の条例改正と同様の改正内容であります。期末手当として、条例第5条第2項の表中、12月1日の基準日に6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.1カ月引き上げ、100分の217.5を100分の227.5としますほか、それぞれの在職期間に応じた支給率も改め、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものでございます。

第2条は議員報酬の額です。ことし10月に特別職報酬等審議会を3年ぶりに開催し、答申をいただきました。今回、この答申をもとに議員報酬について議長37万円、副議長28万円、議員25万5,000円に引き上げるものでございます。

第5条は特別職の条例改正と同様の改正で、29年度以降の期末手当を定めようとするものです。条例第5条第2項の表中、6月1日の基準日に関しては、6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.05カ月引き上げ、100分の197.5を100分の202.5としますほか、それぞれの在職期間に応じた支給率も改めています。また、12月1日の基準日に関しては、6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を先ほど引き上げた100分の227.5から100分の222.5と0.05カ月引き下げます。なお、それぞれの在職期間に応じた支給率も改めています。

附則で、平成29年4月1日から施行するものでございます。

なお、この改正によりまして、特別職、議会議員の期末手当の年間の支給月数は4.15カ月から4.25カ月となります。

議案第69号資料1ページをごらんください。

福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係でございます。

条例第28条第2項第1号の改正は、勤勉手当の改正で、12月支給の勤勉手当を0.1カ月引き上げ、100分の90に改めるものです。第2号は再任用職員の改正です。附則の12項は55歳を超える6級以上の職員も、勤勉手当を0.1カ月引き上げますが、1.5%削減することを定めているものでございます。

2ページをお開きください。6ページまでわたっております。

別表第1第7条関係は、行政職給料表を改めるもので、民間の初任給との差があることから、若年層に手厚い引き上げとなっております。平均で0.2%の引き上げとなっております。世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置いた改正となっております。この改正は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものでございます。

6ページの下段をごらんください。

第2条関係です。これは平成29年度以降の扶養手当及び勤勉手当を改正しようとするものです。

第14条の改正は、扶養手当の改正です。女性の就業率が増加傾向の中、少子化対策を推進していくため、配偶者の手当を減額、子に係る手当を増額し、平成30年度までに段階的に改正しようとするものでございます。

資料12ページを再度お開き願います。

右側下段の表に扶養手当の額を示していますが、現在、配偶者に係る扶養手当

1万3,000円を29年4月1日から1万円、30年4月1日から6,500円に、子に係る扶養手当については、現在6,500円を、平成29年4月1日から8,000円に、30年4月1日から1万円に改正しようとするものです。

なお、29年度の扶養手当は、議案の附則で定めております。

また、注意書きにありますように、配偶者がなく、扶養者がある場合は括弧書きに示された額のようになります。

資料9ページをお開きください。

第28条第2項第1号の改正は、勤勉手当の改正で、6月、12月勤勉手当をどちらも100分の85にするものでございます。同条第2項第2号の改正は、再任用職員の改正です。附則第12項は55歳を超える6級以上の職員は、勤勉手当について、6月、12月とも同率にし、1.5%を減額する改正です。この改正は平成29年4月1日から施行します。

10ページは先ほど説明しました期末勤勉手当の改正をわかりやすくしたものでございます。

11ページは平成29年度からのものでございます。

今回の人事院勧告を踏まえて行う給与改定に伴う影響額は、特別職、町職員合わせて年間で1,060万円の増額となっております。

以上、議案第67号から議案第69号までの3議案の説明とさせていただきます。

ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第9 議案第70号 福崎町町税条例及び福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議 長 次、日程第9、議案第70号、福崎町町税条例及び福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

税 務 課 長 議案第70号、福崎町町税条例及び福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の条例は、二つの条例を一括で改正しています。

一つ目は、第1条関係として、町税条例の一部改正、二つ目は、第2条関係として、国民健康保険税条例の一部改正です。

改正部分は、議案第70号資料2ページから8ページまでの新旧対照表のとおりですので、ご参照ください。

今回の改正は、外国人の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正に基づく地方税法や同法施行規則など、上位法令の改正に基づくものです。

国際的な二重課税や脱税を防止するため、通常では2国間で租税条約を締結して、一方の国のみで課税し、他方の国では非課税あるいは軽減を行うようにしています。しかしながら、台湾については、昭和47年の日中共同声明以来、中華人民共和国の領土の一部であるとの立場を我が国はとり続けており、租税条約を締結することができておらず、事実上二重課税となるケースも存在していました。

こういった中、双方の実務関係を維持してきた日本側の公益財団法人交流協会と、台湾側の亜東関係協会との間で、昨年11月に所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取り決め、いわゆる日台民間租税取り決めが締結されました。

これは、租税条約と同等の内容で、同じ効果が得られるのですが、非政府間の取り決めですので、法律的に有効ではありません。これを法律的に担保するため、最初に述べました法律改正がなされたところです。

議案第70号資料の1ページをごらんください。

日台民間租税取り決めのイメージ図を挙げています。日本居住者が台湾で得た所得に対する課税関係で、表の左側が現行のもの、右側が改正後のものをあらわし、上段が給与所得に係る所得税、下段が配当所得に係る所得税をあらわしています。

日本は全世界所得課税方式を採用しているのですが、日本で発生した所得も台湾で発生した所得も合算して所得税を課税します。これは現行も改正後も同様です。しかし、台湾においても自国で発生した所得には自国の法律に基づく課税をするため、ここで二重課税が発生していました。これが日台民間租税取り決めが発効すると、上段の給与所得では居住国である日本のみで課税し、所得発生国の台湾では非課税となり、これで二重課税が解消されます。

下段の配当所得では、所得発生国の台湾での税率は20%から10%に軽減されます。一時的に10%分二重課税になるのですが、日本で所得税の確定申告をする際に外国税額控除の申告をすることで、10%分は還付され、結果的に二重課税が解消されることとなります。

この関係は、台湾居住者が日本で所得を得た場合においても、真逆の形で二重課税が解消されます。

さて、本題の町税条例の改正ですが、台湾の投資事業組合などが日本居住者に日本の金融機関を通じて配当を支払う場合、本来ならば所得税15%、町民税5%をこの金融機関が源泉徴収します。これが日台民間租税取り決めでは、限度税率を10%としているため、所得税の10%しか源泉徴収がされません。この制限によって課税できなかった町民税3%分を申告分離課税することにより取り戻そうとする特例を追加する改正です。

既に附則で規定のある租税条約締結国と同等に、条例の制定附則に1条を新設する改正となります。

以上で、議案第70号の提案説明とさせていただきます。

ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 しばらく休憩をいたします。再開は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

◇

議長 会議を再開いたします。

日程第10 議案第71号 福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第72号 福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長 日程第10、議案第71号、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設

備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 1 1、議案第 7 2 号、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての両議案を一括議題といたします。

両議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第 7 1 号、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第 7 1 号資料 1 ページをごらんください。

今回の改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第 6 条による介護保険法の改正により、通所介護のうち利用定員が 1 8 人以下のものを地域密着型サービスに位置づける改正が平成 2 8 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、中程 2 番の主な改正内容にお示ししております地域密着型通所介護に関する基準を第 3 章の 2、地域密着型通所介護、第 1 節、基本方針から、第 5 節、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準まで追加いたします。

なお、この規定は同法により条例制定が 1 年間猶予されています。

また、1 ページ右下の認知症対応型通所介護の基準について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置について規定するなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえて、所要の改正を行います。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用をいたします。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第 7 2 号、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第 6 条による介護保険法の改正により、介護予防、認知症対応型通所介護の基準について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、第 7 1 号と同じく、運営推進会議の設置について規定するなど、新たな基準を踏まえて、所要の改正を行います。

7 1 号資料 2 ページをごらんください。

国からの条例委任によりまして、県はこの法改正による関連条例改正を行っておりまして、議案第 7 1 号及び第 7 2 号において、県条例を引用する法令番号等の改正を合わせて行います。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用します。

以上で説明を終わります。2 議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 1 2 議案第 7 3 号 福崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

日程第 1 3 議案第 7 4 号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 次、日程第12、議案第73号、福崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、日程第13、議案第74号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての両議案を一括議題といたします。

両議案に対する詳細なる説明を求めます。

農林振興課長 議案第73号、福崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

平成28年4月1日に改正農業委員会法が施行されました。福崎町農業委員会では、平成29年7月19日までは経過措置によりまして、現体制で業務を進めてまいりますが、7月20日以降は新体制となります。

農業委員会におきましては、農地利用の最適化の推進業務が強化され、農業委員のほかに新たに農地利用最適化推進委員を設置することとなりました。

現在の農業委員会の体制につきましては、これまで公選で13人、議会推薦等で5人、計18人であったところ、新体制では、推薦、公募によりまして選ばれた方を議会の同意を経て、町長が任命するという形となります。

今回、農業委員の定数を18人から12人に減数し、新たに農地利用最適化推進委員を6人とします。農業委員会全体としましては、同人数体制で業務を遂行します。

議案第73号説明資料に、法律改正の概要と選任事務スケジュール案、2ページに、農業委員と推進委員の定数の上限についての規定をお示ししていますので、ご参照ください。

なお、この条例の施行に伴いまして、福崎町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例及び福崎町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員の定数に関する条例を附則により廃止し、公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案第74号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この改正は、先ほど説明いたしましたように、農業委員会法の改正により新たに農地利用最適化推進委員が設置されることに伴いまして、その報酬を定めるものであります。

現在、農業委員会委員は年額18万6,000円と定められておりますが、その業務自体がほぼ同一であることから、同様の18万6,000円として定めるものであります。

新旧対照表を議案第74号資料として添付してありますので、ご参照ください。

決定に当たっては、特別職報酬等審議会から附帯意見として答申をいただきまして、その額をもとに決定いたしました。

なお、この条例は議案第73号にあわせ、公布の日から施行します。

以上で説明を終わらせていただきます。2議案ともよろしくご審議を賜り、ご賛同いただけますよう、よろしくお願いいたします。

日程第14 議案第75号 平成28年度福崎町一般会計補正予算（第3号）について

議 長 次、日程第14、議案第75号、平成28年度福崎町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第75号について、ご説明申し上げます。

平成28年度一般会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳

入歳出それぞれ3億8,510万円を追加し、補正後の予算総額を100億890万円とするものであります。

主な補正内容は地方公務員の人事院勧告に基づく職員の給与改定等、並びに、人事異動等による人件費の増減、地方創生拠点整備交付金申請事業の増額、福崎駅周辺整備における代替地の取得及び売払いの歳入歳出の増減などがございます。

まず、全般に係る人件費の補正内容につきましては、人事院勧告に合わせた若年層を中心とした給料月額引き上げ、期末手当または勤勉手当の0.1カ月分の引き上げといった給与改定等による増額、4月1日以降の職員の人事異動による各目間における増減と、当初予算で積算しておりました幼稚園の臨時職員の採用減などによる減額、こういったものを精算して計上しております。

一般会計予算に係る特別職3名及び水道、下水道事業を除く職員227名に係る人件費の補正額は一般会計職員で1,089万7,000円の減、特別会計に対する繰出金で256万9,000円の減、合計で1,346万6,000円の減額となります。特別職3名は、合計89万3,000円の増となっております。

職員の1,089万7,000円減の主な項目別内訳は、給料で1,342万8,000円の減、期末勤勉手当で752万円の増、県共済組合負担金は人勤による給料や期末手当の増加による影響よりも、基礎年金負担金率等の減少の影響が大きく、302万8,000円の減、退職手当組合負担金では、負担金率の減少により、368万1,000円の減となっております。

このたびの人事院勧告の影響額は、全会計で約1,060万円の増であります。

議案第75号説明資料の1ページに全会計の給与費明細書をおつけしておりますので、ご参照ください。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上が、歳入歳出予算に関する説明であります。

議案の第2条地方債の補正につきましては、議案の3ページから6ページに起債の目的ごとに計上しております。

また、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載しているとおりであります。

一般会計及び特別会計の補正予算の末尾に給与費明細書をおつけしておりますので、ご参照ください。

以上、議案第75号の説明とさせていただきます。ご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第15 | 議案第76号 | 平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第16 | 議案第77号 | 平成28年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第17 | 議案第78号 | 平成28年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について |

議 長 次、日程第15、議案第76号、平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてから、日程第17、議案第78号、平成28年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてまでの計3件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第76号から78号までについてご説明いたします。

議案第76号、平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,620万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ23億1,140万円とするものです。

詳細につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で、議案第76号の説明を終わります。

続きまして、議案第77号、平成28年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ90万円を減額し、補正後の予算額をそれぞれ2億3,700万円とするものです。

補正の内容は、職員の異動による人件費の減で、歳出では総務費の一般管理費と、歳入では事務費繰入金をそれぞれ90万円減額するものです。

議案5ページから7ページまでは給与費明細書を添付しておりますので、ごらんください。

以上で、議案第77号の説明を終わります。

続きまして、議案第78号、平成28年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ16億6,790万円とするものです。

補正の内容は、職員の異動による人件費や電算システム改修管理委託料などを補正するものです。

詳細につきまして、事項別明細書でご説明いたします。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で、説明を終わります。

3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

日程第18 議案第79号 平成28年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第19 議案第80号 平成28年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第20 議案第81号 平成28年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）について

議 長 次、日程第18、議案第79号、平成28年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）についてから、日程第20、議案第81号、平成28年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの計3件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

公営企業参事 まず、議案第79号、平成28年度福崎町水道事業会計補正予算（第1号）から説明を申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は職員の人事異動並びに人事院勧告等に基づき人件費を補正するもので、第2条では予算、第3条に定めた収益的収入及び支出において、支出を175万4,000円増額し、4億245万4,000円に、また、第3条は予算第8条に定めた職員給与費を175万4,000円増額し、4,780万1,

000円にしようとするものです。

内容につきましては、実施計画により説明させていただきますので、水補1ページをお開きください。

収益的収入については補正はございません。収益的支出175万4,000円の補正内訳は原水及び浄水費39万5,000円の減額、配水及び給水費244万6,000円の増額、総係費29万7,000円の減額で、4月の人事異動及び10月の職員配置がえ、並びに人事院勧告等に基づく人件費を補正するものでございます。

補正額の節別明細につきましては、議案第79号説明資料に添付をしております。

また、水補2ページには予定キャッシュフロー計算書、3ページ、4ページには給与費明細書、5ページ、6ページには予定貸借対照表をお示ししておりますので、あわせてご参照ください。

以上、議案第79号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第80号、平成28年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は人事院勧告等に基づき人件費を補正するもので、第2条は予算第3条に定めた収益的収入及び支出で、支出を6万4,000円減額し、3,853万6,000円にしようとするものです。

また、第3条では職員給与費を6万4,000円減額し、995万2,000円にしようとするものです。

内容につきましては、実施計画により説明をさせていただきますので、工水補1ページをお開きください。

収益的収入については補正はございません。収益的支出6万4,000円減額の内訳は送水及び配水費を6万4,000円減額するもので、人事院勧告等に基づく人件費の補正でございます。

補正額の節別明細につきましては、議案第80号説明資料に添付をしております。

また、工水補2ページには予定キャッシュフロー計算書、3ページ、4ページには給与費明細書、5ページ、6ページには予定貸借対照表をお示ししておりますので、あわせてご参照ください。

続きまして、議案第81号、平成28年度福崎町下水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正内容につきましては、職員の人事異動と人事院勧告に基づく人件費の増減並びに経営戦略策定に係る委託料及び平成28年度消費税中間納付分を追加するものです。

補正予算の第2条では予算第3条に定めた収益的収入及び支出を326万5,000円減額し、11億8,403万5,000円に、第3条では予算第4条の本文括弧書き中に規定しました資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填額につきましては、不足する額3億6,449万8,000円が当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額55万8,000円及び当年度損益勘定留保資金3億6,394万円に改めるとともに、支出において220万2,000円を減額して6億9,499万8,000円とするものでございます。

また、第4条は予算の第4条の2に定めました特例的収入及び支出で、平成2

7年度決算の確定によりまして、平成27年度の未収金である特例的収入を1,023万4,000円、未払金である特例的支出を3,556万1,000円にそれぞれ補正をいたします。

第5条は予算第8条に定めた職員給与費を2,178万2,000円減額し、5,143万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、実施計画等により説明をさせていただきます。

下水補1ページに収益的収入及び支出、2ページに資本的収入及び支出をお示しをしておりますが、それぞれ収入は補正せず、支出のみ補正をいたします。

支出の補正額につきましては、議案第81号資料にて説明をさせていただきますので、議案説明資料の1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出の支出でございます。目節ごとの補正額内訳をお示しをしておりますが、右から5列目が補正額でございます。計欄から右ではセグメントごとに示した内容となっております。

目、処理場費につきましては、職員の人事異動並びに中途退職によりまして、人件費を716万8,000円減額いたします。総係費は委託料に経営戦略策定に係る委託料を745万3,000円追加し、節、給料から法定福利費までが人件費であります。職員の異動等により合わせまして1,241万2,000円を減額、目合計では495万9,000円を減額いたします。

また、営業外費用の消費税等では、平成28年度中間納付分として886万2,000円を追加するものでございます。

次に、資料2ページをごらんください。

資本的収入及び支出の支出でございますが、職員の人事異動等による人件費の補正で建設改良費の管路整備費で220万4,000円の減額、管路整備費の雨水で2,000円を追加するものでございます。

その他の説明資料につきましては、実施計画書のほうにお戻りをいただきまして、下水補3ページからごらんください。議案の後ろの資料でございます。

3ページが予定キャッシュフロー計算書、それから4ページ、5ページは給与費明細書、6ページ、7ページは平成28年4月の開始貸借対照表、8ページ、9ページは年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますが、それぞれの項目において、平成27年度決算及び平成28年度補正予算による見込額を計上しておりますので、あわせてご参照ください。

以上、議案第81号の説明とさせていただきます。

3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第21 議案第82号 工事請負契約の変更について（福崎町第一体育館耐震改修工事）

議長 次、日程第21、議案第82号、工事請負契約の変更について（福崎町第一体育館耐震改修工事）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

社会教育課長 議案第82号、工事請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

平成28年6月15日に工事請負契約を締結いたしました、福崎町第一体育館耐震改修工事において、既契約額から700万7,040円を増額し、変更後契約額を1億5,280万7,040円とする工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

変更内容につきましては、資料により説明させていただきます。

議案第82号資料をごらんください。

消防局との協議による変更としまして、倉庫天井板を不燃材に変更、アリーナ誘導灯追加、自動火災報知設備追加により、57万6,000円の増額、電気設備、機械設備の老朽による更新としましては、引込柱、ハンドホール改修、消火ポンプ給水バルブ更新、電話用保安盤更新により、153万6,000円の増額、施工に伴う取り合い等の変更の主なものは、雨水側溝、アスファルト舗装の撤去復旧、カーテンボックスレールの撤去更新、倉庫、体育室のフローリング撤去、鋼製床組みの撤去更新で、437万6,000円の増額、それに消費税を合わせまして、合計700万7,040円の増額となったものでございます。

増工に伴いまして、工期も1カ月延長し、1月31日といたしますが、12月広報でもお知らせしておりますとおり、10月10日より施設利用を開始し、利用者様に不便をおかけしないよう努めてまいります。

以上、議案第82号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第22 請願第3号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求める請願

議 長 次、日程第22、請願第3号、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求める請願を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を紹介議員に求めます。

石野光市議員 請願第3号、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求める請願について、趣旨説明を行います。

本請願は、全国の市区町村の全てにわたって、自治体が子どもの医療費助成を1歳児から小学校卒業まで、中学校卒業まで、あるいは高校卒業までと対象は各自治体ごとに異なっても、取り組まれている子ども医療費助成制度について、国はこの減免措置によって医療費の波及増があるとの見方から、この波及増分についての国庫負担金を減額する制度を設けてきました。

経済格差や子どもの貧困が社会問題となっているもとで、成長期の子どもの健康を守る上で大きな役割を果たしている子どもの医療費助成制度であり、全国知事会、市長会、町村会、議長会もそろってこの国庫負担金減額制度の廃止を求めています。

国は、今年末までに見直しの結論を出すとしていしましたが、11月30日に開かれた社会保障審議会、医療保険部会で見直しの方向性として、二つの案が示されています。さらなる助成の拡大に歯どめをかけようとする問題点とともに、対象を未就学児までとする案2では、窓口負担なしとする所得制限を設けないとする当町の取り組みには対象としないとするものであります。

当町では、27年度決算ベースで問題の国庫負担金は約3,000万円のところ、減額措置により、約800万円程度減額となったと決算審議で報告のあったところであります。

以下、請願書を読み上げさせていただきます。

子どもがけがをしたり病気になったときに、お金の心配なく医療が受けられる子ども医療費助成制度が全国の自治体に広がっています。当町でも、中学校卒業までの医療費の窓口負担を公費負担する制度を設けています。

成長期にある子どもの健康を守り、増進する上で、子どもの医療費助成制度が

果たしている役割は大きく、対象年齢の拡大や所得制限の撤廃など、拡充が全国的に進められています。

対象年齢の引き上げによって虫歯の治癒率の向上につながったという例も生まれています。

一方で、国が医療機関での窓口負担をなくすと、医療機関を受診する患者数がふえると解釈し、ふえた医療費について国庫負担を減額するという仕組み、療養費等国庫負担金減額調整措置を行っています。

しかし、医療費助成制度によって受診がふえたとすれば、それは窓口負担によって本来必要な受診が抑制されていたということにほかなりません。また、厚生労働省は、昨年12月15日に地方創生交付金を医療費助成に充てる場合は、療養費等国庫負担金減額調整措置を講じないという通知を出しましたが、この減額調整措置そのものを廃止すべきです。

以上のことから、子ども医療費助成制度を実施する自治体への国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の中止を強く求める意見書の、政府関係機関への提出を請願します。

ただいま申し述べましたように、この時期にこの請願を採択して意見書を提出するということは、時宜にかなったものというふうに考えるものでございます。

議員諸兄のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長 以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。

次の定例会2日目は12月13日、午前9時30分から再開をいたします。

それでは、本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時43分